

質問回答

2017年10月17日

「(案件名)インド国ムンバイ - アーメダバード間高速鉄道建設事業 アーメダバード駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】」

(公示日:2017年10月11日/公示番号:170435)について、業務指示書に関する質問のうちスケジュールに関する回答は以下のとおりです。その他の点は追って回答予定です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 1 ページ、第 1	業務指示書本書に加え、10月16日頃に配布予定とされる(別紙 1)MOU、および未受領のプレ・コンストラクションサービスに係る契約書類に関して十分な検討が必要なため、質問提出期限を2017年10月18日から3週間程度延長していただくようお願いいたします。	後日配布としている MOU については、10月20日(金)までを目途に指示書取得者に配布します。質問提出期限を2017年10月27日(金)12:00に延長します。回答は、2017年11月10日(金)まで HP 上に掲載予定です。プロポーザル提出期限等については追って連絡します。
2	業務指示書 1 頁 第 1 指示書適用	本指示書に係る質問期限に関し、ご指示内容が多岐に渡り、かつ当社の責任区分につき検討を要する箇所もあるため、質問期限につき更に3週間の延長をお願いいたしたく考えております。延長のご承認をいただきたく存じます。	同上

以上

質問回答(その2)

2017年10月19日

「(案件名)インド国ムンバイ - アーメダバード間高速鉄道建設事業 アーメダバード駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】」

(公示日:2017年10月11日/公示番号:170435)について、業務指示書に関する一部の質問に対する回答は以下のとおりです。その他の点は追って回答予定です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
3	(別紙 2) WCS 方式ガイドライン案、16、17 ページ、4.1	WCS 方式ガイドライン案の 4.1 項に記載のある、「Pre-Construction Service Contract」のご提供をお願いいたします。	契約書本紙の雛形は別添の通りです。約款、共通仕様書等は JICA のコンサルタント契約のもの(以下 URL)を準用することを想定しています。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html 詳細は契約交渉にて協議・確認させていただきます。
4	業務指示書 5 ページ 第 6 -2-1)提出期限	本件は CM/GC 方式であり、コンサルタンシーサービスの提供のみならず、その後には Stage II の実施にあたりサブコンパッケージ毎の施工工事日程(案)作成及び数量計算書(案)作成、更には仮設構造物の設計作業などの一定の Construction への責任を伴うものと読み取りました。民間企業として CM/GC に参加する場合、役員取締役会での承認を得る為にプロジェクトの全体像、利益計画数値等を明示する必要があるため、基本的なプロジェクトのリスクと経営数値を全体像として算出した上で諮る必要がございます。その算出には時間を要する為、本件につきましてもコンサルタンシーサービ	プロポーザル提出期限について、2017年12月1日(金)12:00に延長します。それに伴い、プレゼンテーションの日時は2017年12月7日(木)を予定します。各社の時間はプロポーザル提出後、追ってご案内します。

		<p>ス提供だけでなく、EPC プロジェクトへの参加と同様の準備評価期間が必要となる見込みです。4週間程度の提出期限延長をお願い致します。</p>	
5	<p>業務指示書 7 頁 第 9 プロポーザルの評価 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数 7.33MM</p>	<p>業務指示書 23 頁 第 3 業務実施上の条件 1. 業務工程を参照にいたしますとステージ 1 は 2017 年 12 月下旬 ~ 2018 年第二四半期と規定されており、この 7.33MM の達成には Stage2 の工程期間を含むものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>評価対象とする業務従事者の予定人月数 7.33MM は、ステージ 1 のみの工程を念頭に置いたものとなります。</p>

以上

業務実施契約書

- 1 業務名称 ○○○○○○○○○プロジェクト (第●期)
- 2 対象国名
- 3 履行期間 (西暦で記入) 年 月 日から
(西暦で記入) 年 月 日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕¹を記載（以下「受注者」という。）とはおのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（ただし、本契約書本体第○条により変更される部分を除く。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」
- (6) 附属書Ⅴ「WCS Execution Agreement」

（監督職員等）

第2条 業務実施契約約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : (部 課の課長又は 事務所の次長)
- (2) 分任監督職員 : (事務所の次長又は 部 課の課長)

※ 2014年8月組織変更によりチーム制が導入された部署については、「○○部○○グループ○○チームの課長」と記載する。

※ 分任監督職員を置かない場合は、「(2) 分任監督職員：なし」とする。

※ 契約期間を分割して個別に契約書を締結する場合。

（契約の分割）

第○条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第○期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第○期：○○年○月～○○年○月
- (2) 第○期：○○年○月～○○年○月

¹ 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体代表者〔組織名〕とする。

(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約の終了後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結して実施するものとする。

<例>

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第1期に係る業務であることを確認する。

(1) 第1期：2012年12月～2013年11月

(2) 第2期：2013年12月～2014年11月

(3) 第3期：2014年12月～2015年8月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に分割して記載されている業務のうち、第2期及び第3期に係る業務について、本契約の終了後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結して実施するものとする。

※ 部分払を行う場合。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品： 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品： ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

(西暦で記入) 年 月 日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 ○○ ○○

受注者²

住所

会社名

役職名 ○○ ○○

² 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体とし、代表者及び構成員すべての住所、会社名、役職名、代表者名および押印が必要となる。

質問回答その3

2017年11月1日

「(案件名) インド国ムンバイ - アーメダバード間高速鉄道建設事業 アーメダバード駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】」

(公示日:2017年10月11日/公示番号:170435) について、業務指示書に関する一部の質問と回答は以下のとおりです。その他の質問は追って回答致します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
6	業務指示書 16 頁 6)C/P 協議	必要に応じてD/D調査団と共にC/Pとの協議に参加する、とありますがどの程度の頻度での開催が今までどの場所で開催され、今後はどの程度の頻度での開催が見込まれているのでしょうか。	D/D調査団とC/Pとの協議については、これまでC/P事務所(デリー市内)にて不定期に開催されています(平均週1回)。今後の開催について、現時点で明確な見通しを述べることはできませんが、CM/GCプロバイダーが同席する形での開催については、月1回(場所:デリー市内)と仮定し、見積もりを作成いただきますようお願いいたします。
7	業務指示書 17 頁 表中の□ CM/GC プロバイダーが保有 するリスク	サブコントラクターの能力不足による遅延は一義的にCM/GCプロバイダーが保有するリスクではなく、サブコントラクター選定にかかわった のCM/GCプロバイダーと発注者が共有するリスクの方に含まれると考えます。今回は何故CM/GCプロバイダーが保有するリスクにカテゴライズされているのでしょうか。	業務指示書 21 ページに記載のとおり、サブコントラクターの選定はCM/GCプロバイダーが実施します。CM/GCプロバイダーは C/P に選定方法の同意を得る必要がある他、選定結果の C/P への通知等を行います。自らの責任でサブコントラクターを選定することになります。そのため、サブコントラクターの能力不足による遅延は CM/GCプロバイダーが保有するリスクと整理しています。

8	業務指示書 18 頁 (2)設計レビュー準備 作業 (3)基本設計レ ビュー及び代替案の 提案	米国 CM/GC 方式では詳細設計に対する妥当性を見る(即ち Validate する)ということになっており設計そのものには責任を持たないこととされています。今回はそれに対してレビューと代替案提案と数量概算費用の提出ということであれば「照査」と「代替案への設計責任」が CM/GC プロバイダーに生じるということでしょうか。	「照査」と「代替案への設計責任」は一義的には Designer に帰するものと考えます。 他方、代替案の採用可否は、CM/GC プロバイダーからの提案を踏まえ General Adviser が判断します。そのため、CM/GC プロバイダーは施工段階で手戻りが生じないよう、十分に吟味した代替案を提案する責任があります。例えば、CM/GC プロバイダーの代替案が採用されたにもかかわらず施工段階で当該代替案での実施を不可と判断する、あるいは代替案を出さなかったにもかかわらず施工段階で別の案を提示する等は、係る責任に反するものと考えます。
9	業務指示書 21 頁 11) 仮設構造 物の設計	ここでは「仮設構造物への設計責任」が CM/GC プロバイダーに生じるということでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本体構造物の設計に影響を与える重要な仮設構造物(指定仮設)の設計責任は、Designer に帰します。
10	別紙 3 各工区の概 要	資料中に PSC コンクリート構造物が明記されています。これに関しまして、 1) メタルベースでの橋梁は計画されていないということでしょうか。 2) もし計画がございましたら最新の詳細図面資料もしくはその計画橋梁の一般図を頒布いただけないでしょうか。	メタルベースでの橋梁の計画もございましたが、現時点で提供可能な詳細図面等の資料はありません。

以上

質問回答その4

2017年11月8日

「(案件名) インド国ムンバイ - アーメダバード間高速鉄道建設事業 アーメダバード駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】」

(公示日:2017年10月11日/公示番号:170435)について、業務指示書に関する一部の質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
11	業務指示書 8 ページ、第 10. 6.(4)で提示されたウェブサイトに掲載されている、コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン	プレコン業務において、リスクや施工パッケージの内容を検討するに当たり、現地における一般的な施工方法や安全管理手法、品質管理等の状況を把握し評価する必要があります。その際、現地の知見を持つ施工業者の協力が必要と考えますが、現地再委託を認める業務の内容や範囲、現地業者に関する制約条件等をご教示ください。	ご質問にある、現地における情報を収集するにあたり、現地再委託を活用することについては、これを一律に禁止するものではありません。プロポーザルにおいて必要性和業務範囲をご提案いただいたうえで、弊機構との協議により現地再委託の可否を判断させていただきます。 なお、プレコン業務の一部として施工段階におけるサブコン選定に係る業務が含まれることから、プレコン業務に参画した企業は、施工段階のサブコン業務への応札資格が無くなる可能性があります。
12	(別紙2) WCS方式ガイドライン案 5 ページ、2.3	本プレコン業務の現地再委託先として下請契約を結んだ現地施工業者と、建設段階に JV 組成し CMGC 業者(元請 JV の構成員)となることが認められるかどうかご教示ください。	本プレコン業務を受注した企業は、インド側実施主体である NHSRCL と随意契約によるコンストラクションサービスの契約を締結することから、NHSRCL の意向を確認したところ、不可との回答がありました。
13	(別紙2) WCS方式ガイドライン案 5 ページ、2.3	本プレコン業務の現地再委託先として下請契約を結んだ現地施工業者が、CMGC 業者(元請 JV の構成員)にならな	本プレコン業務には、施工段階におけるサブコンの調達に係る入札図書作成並びに選定業務が含まれることから、プレコン業務に参画した企業は、施工段階のサブコン業務への応札資格が無くなる可能性があります。

		い場合は、建設段階に施工下請業者(サブコン)として入札に参加が認められるかどうかご教示ください。	最終的には、プレコンサービス期間中の NHRCL との協議において、NHRCL が判断する事項となります。
14	業務指示書 17 ページ、第 2.7.、 同 23 ページ、第 3.2.(1)	業務指示書における第 2 の 7.「業務の内容」に対し、第 3 の 2(1)「業務量の目安」(ステージ I)に約 20M/M の記載があります。2017 年 12 月から 2018 年中旬の期間中、記載の業務内容のうち、JICA もしくは General Advisor (GA)のご指示があったものについて、約 20M/M の範囲で業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、記載の業務は全て CMGC 業者の担当業務として、20M/M は参考値であり、プレコン業務開始後に JICA や GA のご指示に従い、また協議を踏まえた合意のもと CMGC 業者は適宜要員を増減し業務を遂行する。また、その増員した要員は「業務従事者」として扱われると考えてよろしいでしょうか。プレコンの主たる業務であるレビューや整理の過程で新たなリスクが判明し、更に詳しい照査が必要になることも想定されます。ご教示のほど、お願いいたします。	ステージ (2017 年 12 月から 2018 年第二四半期頃を予定。詳細は契約交渉にて協議)の期間中に指示書 18-20 ページに記載のステージに係る業務を実施するに際しての業務量の目安が 21.03M/M という理解です。当初契約は、原則プロポーザルにて提案された要員にて締結されず。契約上の要員の取る扱いについては、以下のガイドラインを参考にしてください。他方、契約履行中(業務実施中)に新たなリスクが判明するなど、追加業務が必要と判断される場合、JICA と協議の上、契約変更(業務量の増や要員の増減含)にて対応することになります。 コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(5 ページ) https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html 業務実施契約における契約管理ガイドライン(7~8 ページ、15~17 ページ) https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guide_g.html
15	公示書 3 ページ、4. および 5.、 業務指示書 23 ページ	公示書の 4. 契約期間はステージ I および II を含めた期間と考えてよろしいでしょうか。一方、5. 想定人月(予定)の	ご理解の通り、契約期間はステージ I および II を含めた期間(ただし、契約はステージ I、ステージ II の 2 本の契約)、想定人月(予定)の 21.03M/M は、プレコン業務ステージ I に関する業務量です。

	ジ、第 3. 2.(1)	21.03M/M は、プレコン業務ステージI に関する数値との理解でよろしいでしょうか。	
16	業務指示書 23 ページ、第 3. 2.(1)、同 6 ページ、第 7	ステージII に関して、業務量の目安が提示されていない一方で、入札業者に業務量等の提案と見積価格の提出を求めています。第3の2(1)にも記載があるとおり、それらはステージI の業務結果に基づくため、サブコンパッケージ分割数も含め、現時点では無数の前提条件が存在し、見積もることは極めて困難と考えます。ステージII の前提条件をご教示ください。	指示書 23 ページに記載の通り、ステージ の業務はステージ の結果により確定され、現時点で指示書記載以上の条件を提示することはできません。従い指示書に記載の事項を基に、現時点の想定できる範囲で見積もりの作成をお願いします。ステージ に関する見積もりは別見積もりであり、選定における価格評価の対象外です。また、ステージ の見積もりは、ステージ に係る契約交渉の基礎となりますが、ステージ の契約交渉時に確定したステージ の業務の下、再度、見直しを行った上で協議させていただきます。
17	業務指示書 15 ページ、第 2. 6. (3)、同 17 ページ、第 2. 7.	6.(3) C-7 工区の概要には「建築、機械設備を含む」との記述が有りますが、7. プレコン業務の内容には「建築・機械設備」に関する記述が有りません。建築・機械設備の専門技術者の配置を検討するに当たり必要となりますので、今回のプレコン業務ステージI、ステージII に建築・機械設備が含まれるかどうか、また含まれる場合の業務内容をご教示ください。	C-7 工区には、アーメダバード及びサバルマティ駅の建設が含まれることから、本プレコン業務には、ステージI、ステージII を通じ、同駅の建設に係る建築・機械設備の検討を含みます。 なお、サバルマティデポについては、土木工事のみが対象となり、建築・機械設備に係る検討は含みません。
18	業務指示書 17 ページ、第 2. 6.(10)	見積書を作成する上で、CM/GC 連絡協議会の開催頻度と場所をご教示ください。	現時点で開催頻度は確定していませんが、プロポーザルにおいては、2 ヶ月に一度、デリーでの開催を想定して見積書を作成願います。
19	業務指示書 3 ペー	英語で作成するプロポーザルは第3業	プロポーザルはインド側に共有することを念頭に置いているため全て英語での

	ジ、第 5. 1.(3)、 同 4 ページ、第 5. 2.(8)	務実施上の条件 5(4) に記載の (ア)(イ)および(エ)～(カ)のみでよろしい でしょうか。	作成をお願いします。
20	業務指示書 3 ページ、 第 5. 1.(3)	プロポーザルで求められる項目である 第3「業務実施上の条件」5(4) (ア)(イ) の枚数制限をご教示ください。	特に制限はありません。
21	業務指示書 3 ページ、 第 5. 1.(3)、 同 11 ページ、プロポ ーザル評価表	プロポーザルで求められる項目である 第3「業務実施上の条件」5(4) (ア)(イ) の評価点をご教示ください。	配点表(指示書 11 ページ) 1 .コンサルタント等の法人としての経験・能力(1) 類似業務の経験(30 点)の中で評価します。
22	(別紙 2) WCS 方式ガイ ドライン案 5 ページ、 2.3.(2)	本プロジェクトにおいて、CMGC Execution Agreement を3者で締結する 時期をご教示ください。また、プレコン 業務は CMGC Execution Agreement の締 結後に開始するとの理解で正しいでしょ うか。	CMGC Execution Agreement については、プレコン業務着手後、NHSRCL との 協議を通じて 3 者で合意され次第締結となります。締結時期は、プレコン業務ステ ージ 終了後を想定しています。
23	業務指示書 21 ページ、 第 2. 7.(11) 、 (別紙 2) WCS 方式ガイ ドライン案 20 ページ、 5.3	(11) に「仮設構造物の設計」を CMGC 業者が行う作業として記載がありますが、別紙 2 WCS ガイドラインの 20 ページ 5.3 の記載と矛盾しているように思われ ます。「仮設構造物の設計」は、D/D 調 査団(Designer)もしくは施工を担当する サブコンの業務と理解してよろしいでしょ うか。	仮設構造物のうち、本体構造物の設計に影響を与える仮設構造物(指定仮設)に ついては、D/D 調査団(Designer)が設計を行います。本体構造物の設計に影響 を与えない仮設構造物のうち、インド国鉄既存線の営業線近接工事に関係し、施 工にあたっては、設計に係る鉄道安全委員会(CRS)の事前承認が必要な仮設構 造物については、プレコン業務(ステージ II)において設計を行います。 上記のいずれにも該当しない仮設構造物については、施工段階においてサブコン がその設計を行います。
24	(別紙 1) MOU 8 ページ、 5.1	「(ii) risk sharing」という記載がありますが、業務指示書 6.(10)リスク分析とその 取扱いについて、に記載のある「Risk	施工段階における各種のリスクを NHSRCL と CM/GC 業者の間で適切に分担す ることを「risk sharing」と呼称し、実際に合意された risk sharing の内容の記載を 「Risk Register」と呼称しています。

		Register」と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	
25	(別紙 1) MOU 4 ページ、3.2	<p>MOU 3.2 において、プレコン段階から建設段階に進む条件に関して、「risk sharing, target cost, or schedule」の 3 項目の内、一つでも CMGC と NHSRCL が合意できない場合、建設段階に進まないとの記載があり、「CMGC Execution Agreement」を参照していません。</p> <p>別紙 2 CMGC (WCS) Execution Agreement はプレコン業務実施契約書の付属書 V であり、MOU は CMGC (WCS) Execution Agreement の添付書類(1)であることから、MOU 3.2 の上記条件は本プレコン契約条件の一部である前提として提案書を作成するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本条件も含め、現時点で CMGC Execution Agreement に記載のない条件については、MOUに基づき、プレコン業務契約締結時までに修正され、提示されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>MOU 3.2 に記載の条件は、プロポーザル作成の前提条件になるとの理解で相違ありません。</p> <p>Execution Agreement については、プレコンサービス着手後、現時点で記載のない条件も含め NHSRCL と協議のうえ合意を目指すこととなります。</p> <p>施工段階に進む条件について合意がなされなかったことに関するペナルティについては、CM/GC 業者および NHSRCL のいずれの側についても設定していません。</p>

		合意できないことで建設段階に進むことを辞退した場合のペナルティーは無いとの理解でよろしいでしょうか。	
26	(別紙 1) MOU 4 ページ、3.3(g)	Master Implementation Program (MIP)の定義、内容についてご教示ください。また、MIP はどのタイミングで誰が作成するものかご教示ください。	MIP については、本事業に係る営業開始までの全体工程を示したものであり、D/D 調査着手後の種々の条件変更を踏まえ、D/D 調査団により現在策定作業中です。
27	(別紙 1) MOU 5 ページ、3.4. および 3.5.	建設段階に「Supervision Consultant」の立場が記載されています。これは、別紙 2 WCS ガイドライン図 2.4 における「Supervisor」と理解してよろしいでしょうか。また、本案件において、Supervisor は D/D 調査団が担当されるのでしょうか。ご教示ください。	「Supervision Consultant」と「Supervisor」は同義になります。左記については、施工開始までに、NHSRCL が別途調達するものであり、D/D 調査団とは別主体となります(ただし、D/D 調査団と同一の共同企業体が選定される可能性を否定するものではありません)。
28	(別紙 1) MOU 5 ページ、3.5	「General Consultant」の表記がありますが、これは業務指示書における General Advisor であり、Designer である、D/D 調査団と同義と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	(別紙 1) MOU 8 ページ、5.1	「...and also for independent validation by GC.」の表記があります。GC の定義をご教示ください。	GC は General Consultant を意味し、本業務においては、D/D 調査団(Designer) を意味します。
30	(別紙 1) MOU 8 ページ、5.1	「JICA also explained that there are two options for the CMGC Contract: 1) single CMGC Contract by amending the initial contract whenever following subcontracts are ready, 2) multiple CMGC Contracts by dividing the	ご理解の通りです。

		<p>Contract corresponds to each subcontract. NHSRCL selected the 2).」の記述があります。</p> <p>JICA と NHSRCL が合意した 2) multiple CMGC Contracts とは、業務指示書 20 ページ(ステージ II)にて検討される「サブコンパッケージ」に関して、建設段階の CMGC 契約はサブコンパッケージ毎に独立した契約として締結するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
31	<p>質問書回答 No.2 に添付されている WCS Provider 用契約書 1 ページ、(3)附属書 II 「特記仕様書」</p>	<p>本プレコン契約書の附属書 II 「特記仕様書」の記載があります。ご提供の程お願いいたします。</p>	<p>本件の特記仕様書は、配布済みの業務指示書をベースに契約交渉を踏まえて確定されます。従い現時点で特記仕様書を配布することは出来ませんが、内容は業務指示書の内容がベースとなる旨、ご理解ください。</p>
32	<p>質問書回答 No.2 に添付されている WCS Provider 用契約書 1 ページ、(6)附属書 V 「WCS Execution Agreement」、(別紙 2) WCS 方式ガイドライン案 28 ページ (WCS Execution Agreement)</p>	<p>本プレコン契約書 附属書 V として、WCS Execution Agreement がありますが、一方で WCS Execution Agreement の添付書類として、(2)Preconstruction Service Contract との記載があります。互いを参照していますが、書類の優先順位(上位書類)をご教示ください。</p>	<p>本プレコン契約書が上位文書となります。</p>
33	<p>(別紙 2) WCS 方式ガ</p>	<p>WCS Execution Agreement の添付書類</p>	<p>現時点で、提供可能な資料はございません。</p>

	イドライン案 28 ページ (WCS Execution Agreement)	<p>として、(2)Preconstruction Service Contract との記載があります。英文のプレコン契約をご提供いただけますでしょうか。</p> <p>また、本プレコン契約は日本語版と英語版のどちらが主となるのか、翻訳内容に矛盾があった場合はどちらを優先するのかについてご教示ください。</p>	本プレコン契約は日本語が主となり、日本語版が優先されます。
34	(別紙 2) WCS 方式ガイドライン案 28 ページ (WCS Execution Agreement)	WCS Execution Agreement の添付書類として、(3)Construction Service Contract(Draft)との記載があります。ご提供の程お願いいたします。	現時点で、提供可能な資料はございません。
35	業務指示書 23 ページ、第 3. 2.(2)	業務従事者の構成(案)に「(3)構造設計」の記載があります。CMGC 業者のプレコン業務には構造設計業務は含まれないとの理解ですが、想定される業務内容をご教示ください。	施工計画の検討にあたり、必要となる仮設構造物の検討を主として実施することを想定しています。また、本体構造物の設計に対して代替案の提案を行う場合は、構造の妥当性に関するあたりの検討を行うことも当該従事者の業務に含まれます。
36	業務指示書 第2業務の目的・内容に関する事項 【ステージ1】(11) 鉄道営業線近接工事に係わる施工承認手続き支援 P21	構造物形状を考慮するうえで必要となりますので、加圧されたトロリー線の電圧ならびに施工時に必要とされる離隔についてご教示ください。	ご質問の情報については、業務開始後に D/D 調査団より提供されます。
37	業務指示書 第2業務の目的・内容に関する	施工にあたり、鉄道会社の施工実施基準や安全に関する線路閉鎖手続き等、	業務開始後に NHSRCL を通じて入手し、提供されることとなります。

	<p>る事項 【ステージ1】(11) 鉄道営業線近接工事に係わる施工承認手続き支援 P21</p>	<p>ローカルルールがございましたらご教示ください。</p>	
38	<p>業務指示書 第8 プレゼンテーション P6</p>	<p>プレゼンテーション資料の作成及び実施について、適用言語についてご教示ください。</p>	<p>プレゼンテーション資料及び実施の言語は日本語となります(ただし、英語資料を禁止するものではありません)。</p>
39	<p>業務指示書 第2業務の目的・内容に関する事項 【ステージ1】(2) 設計レビュー準備作業 P18</p>	<p>新幹線はアーメダバード駅での通過列車があるのでしょうか。今回及び将来の運行形態・コンセプトをご教示ください。</p>	<p>アーメダバード駅は、営業列車については全列車停車を計画しています。</p>
40	<p>業務指示書 第2業務の目的・内容に関する事項 【ステージ1】(11) 鉄道営業線近接工事に係わる施工承認手続き支援 P21</p>	<p>在来線直上施工部や交差部は、在来線の移設ならびに着発変更による使用停止を考慮されているのでしょうか。</p>	<p>在来線に係る施工条件については、今後、インド国鉄との協議により決定されます。</p>
41	<p>業務指示書 第2業務の目的・内容に関する事項 7.業務の内容(3)C-7 工区の概要 P15</p>	<p>支障移転などの部外関係者との協議は、発注者が行うのでしょうか。</p>	<p>C/P である NHSRCL が協議主体となります。</p>
42	<p>業務指示書 第2業務</p>	<p>駅部以外を含む高架橋図面の提供は</p>	<p>現時点で提供可能な資料はございません。</p>

	<p>の目的・内容に関する事項</p> <p>7.業務の内容(3)C-7 工区の概要 P15</p>	<p>可能でしょうか。</p>	
43	<p>業務指示書 第7 見積価格及び内訳書 P5</p>	<p>見積書作成において、業務実施契約見積書 様式(通常)・様式(定率)、業務実施契約(単独型)見積書 様式(単独型)の3種類がありますが、どの様式を使用したらよろしいでしょうか。</p>	<p>業務実施契約見積書 様式(通常)をご使用ください(以下 URL)</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</p>
44	<p>業務指示書 第5 プロポーザルに記載されるべき事項 P3</p>	<p>プロポーザルの体裁ですが、表紙、見積書、プロポーザル、プレゼン資料で、何か指定の様式はありますでしょうか。</p>	<p>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(以下 URL)を参照の上、書式の指定があるものは指摘の書式をご使用ください。なお、プロポーザルについての指定様式は日本語のため適宜英訳の上、ご使用ください。ただし、見積書、プレゼン資料については日本語のもので結構です。</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html</p>
45	<p>業務指示書 第5 プロポーザルに記載されるべき事項 P3</p>	<p>プロポーザルを英文で提出しますが、(ア)(イ)～は、(A)(B)～と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>(ア)(イ)～を(A)(B)～と読み替えて頂くようお願いいたします。</p>
46	<p>業務指示書 7. Stage II (13)サブコントラクターの選定 本業務契約者はリスク分析の結果を確認し、リスク分担の合意が得られた場合、予め承認が得られた方</p>	<p>・外的には選定の時期、及び内的な仕様条件などの諸要素により、十分な資質を具えたサブコントラクターの応募が不足した場合は諸条件を見直した上で再入札となることが想定されますが、その場合の追加業務コスト負担についてご教示いただけますでしょうか。CM/GCプロバイダーがこの負担リスクを負うの</p>	<p>ご指摘の外的要因、またはプレコンストラクションフェーズの検討結果に基づく技術仕様など、CM/GC プロバイダー(本業務受注者)の責に依らない理由により再入札が必要となった場合、必要な費用については、幣機構と協議の上、契約変更いたします。</p>

	<p>法に基づき、サブコントラクターの調達のための入札書類を作成し、サブコントラクターの選定を行う(なお、サブコントラクターとの契約はコンストラクションサービスの中で行われることを想定)。</p>	<p>でしょうか。</p>	
<p>47</p>	<p>業務指示書 7. Stage II (11) 鉄道営業線近接工事等に係る施工承認手続き支援 鉄道営業線に近接した範囲で工事を実施するためには、鉄道安全委員会(CRS)の事前承認が必要なほか、線路閉鎖を要する工事のためには、インド国鉄(IR)の事前承認が必要となる。本業務契約者は、C/P が実施する上記承認手続きを支</p>	<p>・主体協議者はどちらになるでしょうか。 ・必要書類のとりまとめとありますが提出先はどの機関になりますか。 ・当該施工承認手続きの支援であり、CMGC サービスプロバイダーは手続きの実行や協議の主体者とはならないと認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>・主体協議者は C/P の NHSRCL です。 ・CMGC プロバイダーによる書類の提出先は D/D 調査団 (General Advisor) です。 ・一義的には、ご理解のとおりですが、CMGC プロバイダーには、必要に応じて協議に同席し助言を行うことが期待されます。</p>

<p>援するため、以下の作業を実施する。</p> <p>CRS の承認が必要な作業のリスト化</p> <p>上記の作業に必要な仮設構造物の設計(ただし、D/D調査団(Designer)が設計するものを除く)</p> <p>前承認に必要な書類(詳細施工計画、本体構造物設計図(D/D調査団(Designer)が作成)、仮設構造物設計図等)の取りまとめ。</p>		
---	--	--

以上

質問回答その5(最終)

2017年11月9日

「(案件名) インド国ムンバイ - アーメダバード間高速鉄道建設事業 アーメダバード駅付近工区におけるプレ・コンストラクションサービス【有償勘定技術支援】」

(公示日:2017年10月11日/公示番号:170435)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

48	業務指示書 7 Stage II (10)サブコンパッケージ毎の詳細計画の検討 ブコンパッケージ毎の詳細施工計画の検討 本業務契約者は D/D 調査団(Designer)が作成する C-7 工区における橋梁、高架橋(一般部、駅部)、土構造物(?)等の詳細を記した詳細図等(以下、詳細設計)について、施工者の観点から、施工性等を踏まえたレビューを行うとともに、施工計画の検討を行い、検討結果	のサブコンパッケージ案の提案において、D/D 調査団と連携しつつ、とありますが、この連携の定義について御教示いただければと思います。本業務契約者はどのような資料および調査内容の提供を受け、作業・業務内容などは D/D 調査団とどのようなデマケーションとなるのでしょうか。	のサブコンパッケージ毎の工事工程(案)については、本業務契約者が主体的に作成し、D/D 調査団(General Advisor)が適宜、必要なコメントまたはアドバイスを行うことを想定しています(関係を明確にするため、業務指示書の記載方を訂正します)。 上記業務に必要な資料、情報については、D/D 調査団(Designer)が作成または収集したものについては無償にて本業務契約者に提供されますが、不足する資料、情報がある場合は、本業務契約者が作成、収集します(具体的な内容は、ステージ I の過程で確認し、ステージ II に移行する段階で本業務の契約に反映する予定です)。
----	--	---	---

	<p>を D/D 調査団 (General Advisor) にフィードバックする。</p> <p> ブコンパッケージ毎の工事工程(案)の作成</p> <p>D/D 調査団(General Advisor)の確認を受けつつ、サブコンパッケージ毎の工事工程(案)を作成する。</p>		
49	<p>業務指示書 7. Stage II 数量計算書(案)のレビュー及び工事費積算</p> <p>D/D 調査団 (Designer) が作成する数量計算書(案)をレビューし、D/D 調査団(General Advisor) と連携しつつ、サブコン調達に係る予定価格確認を目的とした積算を実施する。積算に際し検討が必要な項目として以下の内容を想定する。</p>	<p>・数量計算のレビューについて、対象構造物の計算・解析およびその設計思想に基づいて作成された図面は Designer の設計思想によるものも大きいと考えられます。従って数量計算はその元になった設計思想(解析、計算および構造細目(図面)のレビューは行なわず、到来図および到来数量として数量計算のレビューを行うという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・「本業務契約者は積算レビューにあたって～」との記述があり、ステージ I における(6)における質問と同様、業務契約者が新規で積算を行うものではなく基本的には D/D 調査団が行うものと認識しております。D/D 調査団は JICA 積算</p>	<p>・ご理解の通りです。</p> <p>・D/D 調査団 (Designer) が作成する積算とは別に本業務従事者としての案を作成します。D/D 調査団 (General Advisor) はこれら 2 つの案を比較検討したうえで、本事業として採用する積算を判断します。なお、積算の実施にあたっては、事前に積算条件について D/D 調査団とのすり合わせを実施します。</p>

<p>(ア) 作業効率、生産効率の検討</p> <p>(イ) 材料費、労務費、機械損料、運搬費、保険料</p> <p>(ウ) 工種・項目の代価表</p> <p>また、本業務契約者は、積算レビューにあたって以下の点に留意すること。</p> <p>(ア) 積算の内訳として内貨、外貨及び税金の種分けを行う</p> <p>(イ) 単価の設定にあたり、積算の前提条件、根拠について十分に検討・協議する（本邦にて調達するアイテムについては特に留意し、現実的な設定を提案すること）。</p> <p>(ウ) 各種工事・製品・材料単価、間接工事費の決定に際して、十分に検討・協議す</p>	<p>ガイドラインを踏襲した官積を綿密で長期間の調査結果を鑑みて積算が行われていると思われます。一方、本業務契約者がこの短期間では予定価格確認を目的とした積算を1から実施することは現実的に困難であろうと考えます。従って、ここではD/D調査団が算定した積算結果および過程・根拠をベースにア～ウに関するレビューおよびアドバイスを実行するものと考えますが、この認識でよろしいでしょうか。</p>	
--	--	--

	<p>る</p> <p>(工)類似案件の建設単価、建設機材を調査し、運搬費を考慮したうえで工事日の適正化を図る</p>		
50	<p>業務指示書 7. Stage II (12)リスク分析</p> <p>本業務契約者は、留意事項6.(10)リスク分析とその取り扱いについて、のとおり、サブコンパッケージ毎のリストを分析し、リスクレジスターを作成する。リスクレジスターについては、D/D調査団 (General Advisor)及び JICA との協議を経たうえで、D/D 調査団(General Advisor)が C/P と協議する。</p>	<p>・本業務契約者は設計責任をもたないと考えております。積算はまずDD調査団が実施し、本業務契約者はその調査結果を受領でき、その結果に対する分析を実施するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>D/D 調査団(Designer)が作成する積算とは別に本業務従事者としての案を作成します。D/D 調査団(General Advisor)はこれら2つの案を比較検討したうえで、本事業として採用する積算を判断します。なお、積算の実施にあたっては、事前に積算条件についてD/D 調査団とのすり合わせを実施します。</p>
51	<p>配布資料協議議事録MOU</p> <p>業務指示書 5.(2)コンストラクションフェー</p>	<p>・コンストラクションサービスはOPEN BOOK方式で実施すると記載されています。また、サービスそのものの実施提供代価に加えましてのコンストラクションサ</p>	<p>下請け契約金額の総額に対するものです。ただし、プレコンストラクションフェーズでインド側と合意したリスクが顕在化した等で、下請け契約が変更された場合は、コンストラクションサービスプロバイダーのフィーについても、フィーの率に応じて見直されます。</p>

	ズについてインド側と双方で合意できた場合、引き続きコンストラクションサービスを請け負うことをインド側と合意している	ービスプロバイダーへのフィーの率は11%とMOUに記載されています。このフィーについては下請け契約金額の総額に対するものでしょうか。もしくは積んだりリスク金額をも包含した金額をこの対象とされておいででしょうか。	
52	<p>業務指示書 7. 業務の内容(1)インセプションレポート</p> <p>本業務契約者は、共同調査(JICA から提供)、既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報、本業務に関する法令、使用する基準・規定類のレビューを行い、本業務を行う上での課題、論点を把握する。併せて、本業務の基本方針、項目と内容、検討に必要な調査項目及び資料、作業工程、作業手順、実施スケジュールなどを検討し、IC/R(案)として取りまとめ</p>	<p>・本レポートは JICA 殿への提出のみでしょうか。本業務契約者が現地関連機関への説明の必要はないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・C-7 工区における構造物の具体的な一般図や建設箇所が公示資料に含まれていない中、プロポーザルにおいては公示内容における想定範囲での数量(M/M)および費用とならざるを得ませんが、今後、詳細資料が随時 D/D 調査団から提供されるに従い、或いは今後 D/D 調査団やステークホルダー等の追加検討要請に従い、D/D 調査団との業務上の具体的なデマケーションやプレコンサービス費用はその都度適宜見直されるものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・本レポートの提出先は JICA ですが、本業務契約者は JICA・D/D 調査団 (General Advisor) 同席のもと、インド側 C/P (NHSRCL) に当該レポートの説明を行う必要があります</p> <p>業務開始後、追加の詳細資料の提供や追加検討など当初予見できなかった追加的な業務が発生した場合 (D/D 調査団との業務上のデマケーションの見直しを含む)、その必要性につき幣機構と協議の上で、契約変更にて対応することになります。</p>

	<p>る。本業務契約者は、作成した IC/R (案) について、JICA 及び D/D 調査団 (General Adviser) との協議を経たうえで、協議の結果を反映した IC/R を JICA に提出する。</p>		
53	<p>業務指示書 7. 業務の内容 (2) 設計レビュー準備作業 サイト状況確認 本業務契約者は、高速鉄道建設事業のサイト状況に関し、D/D 調査で確認中の設計、施工計画策定ならびに予定価格算定の与条件を整理・レビューする。なお、D/D 調査で整理・確認中の内容は下記の通り。 (ア) インド側より提供される地質調査結果の解析</p>	<p>・設計レビュー準備作業において、D/D 調査にて確認中の設計、施工計画策定ならびに予定価格算定の与条件を整理・レビューするとありますが、この条件、すなわち D/D 調査団が確認中の各種与条件は業務開始直後に本業務契約者に提供されるのでしょうか。 ・設計レビューの前提条件について、レビューを行うための本業務に適用する各種前提条件は D/D 調査団から提供されるとの認識でよろしいでしょうか。 ・設計レビューの定義において、業務契約者は本体構造の部材計算や各種構造解析、および図面詳細図のレビューを行うものではなく、それらを含まない施工性に関わる観点からのレビューおよびアドバイスをを行うものと考えておりますがこの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・D/D 調査団による作業が完了次第、速やかに提供されます。 ・ご理解のとおりです。必要な情報は、本業務開始後に D/D 調査団より提供されます。 ・ご理解の通りです。</p>

<p>(イ) インド側より提供される地形測量結果を確認</p> <p>(ウ) その他共同調査において収集した自然条件データのレビュー、及び必要に応じた情報の追加収集および更新</p> <p>(エ) 各種建設資材の調達可能性調査</p> <p>(オ) 施工ヤード、資材ヤード、その他施工中に必要なヤード候補地調査</p> <p>(カ) 主要交差道路の交通量調査</p> <p>(キ) 交差鉄道線路の列車ダイヤ</p> <p>(ク) 共同調査における自然条件調査結果のレビュー及び必要に応じた情報の追加収集および更新</p> <p>設計レビューの前提条件の確認</p> <p>本業務に適用する各</p>	<p>・本業務契約者は、整理、レビューを行うが、これは施工者の立場からのレビューおよびアドバイスであり、新規解析および調査等を行わないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・本業務契約者は、D/D 調査団の元設計のみならず、本プレコンサービス内におけるレビュー内容や、レビューを受けた後に D/D 調査団が変更した設計条件および設計変更内容について、コンストラクションフェーズにいたっても責任を負うものではないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・ご理解のとおりです。本業務従事者は、D/D 調査団より提供される調査結果等をもとに、施工者の立場からレビュー及び助言を行います。</p> <p>・設計の変更案の採用可否は、CM/GC プロバイダーからの提案を踏まえ D/D 調査団 (General Adviser) が判断します。そのため、CM/GC プロバイダーは施工段階で手戻りが生じないよう、十分に吟味した代替案を提案する責任があります。例えば、CM/GC プロバイダーの代替案が採用されたにもかかわらず施工段階で当該代替案での実施を不可と判断する、あるいは代替案を出さなかったにもかかわらず施工段階で別の案を提示する等は、係る責任に反するものと考えます。</p>
---	--	---

	<p>種前提条件については、下記の点について D/D 調査にて整理、策定中。本業務契約者は D/D 調査団 (General Advisor) との間で当該条件を整理状況を確認し、設計レビューに必要な前提条件を整理すること。</p> <p>(ア) 建設基準 / 維持管理方針</p> <p>(イ) 橋梁桁形式 (特殊橋梁、長大橋梁)</p>		
54	<p>業務指示書 7. 業務の内容 (3) 基本設計レビュー及び代替案の提案</p> <p>本業務契約者は、施工者の視点から、施工性、環境問題、適用可能な新技術などを踏まえ、下記の設計についてレビュー及び助言を行い、必要に応じて代替案</p>	<p>・本業務の特殊性が本公示内でも認識されている中、C-7 工区における構造物の具体的な一般図や箇所が公示資料に含まれていないことから、定量的な説明を付した見積りを標準設計レビュー内容に基づく提案や定量的な説明を付した見積りを作成することは現実的に困難であると考えられますが、これは今後詳細資料が適宜 D/D 調査団から提供されるに従い、当該項目の費用は見直されるものとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・本業務は施工性、環境問題、適用可</p>	<p>・ご理解のとおりです。契約後に、D/D 調査団から提供される詳細資料にしたがい、幣機構と協議の上で、必要に応じて当該項目の費用を見直します。</p> <p>・施工計画の検討にあたり、必要となる仮設構造物の検討を主として実施すること</p>

	<p>を提案する。なお、プロポーザルにおいては、現時点で想定される標準設計レビュー内容に基づき、数量および概算費用を提案する」とのこと。概算費用の提案にあたっては、鉄道・運輸機構の積算手引き（またはそれに類するもの）に記載されている構造種別については、同手引きの基準を基本としつつ、本業務の特殊性に対する考慮が必要な場合は、これに対する定量的な説明を付した見積りとする。</p>	<p>能な新技術の観点からレビューを行うことが主体の目的ですが、ここで業務指示書における業務従事者構成(案)に(3)構造設計、が含まれているが、当該要員の作業目的は何を想定されておられるか御教示いただけますでしょうか。</p>	<p>を想定しています。また、本体構造物の設計に対して代替案の提案を行う場合は、構造の妥当性に関するあたりの検討を行うことも当該従事者の業務に含まれます。</p>
55	<p>業務指示書 7. 業務の内容 (3)基本設計レビュー及び代替案の提案 基本設計のレビュー 本業務契約者は、</p>	<p>・基本設計レビューの定義について、本業務契約者は、D/D 調査団の元設計のみならず、本プレコンサービス内におけるレビュー内容や、レビューを受けた後に D/D 調査団が変更した設計条件および設計変更内容について、コンストラクションフェーズにいたっても責任を負うも</p>	<p>・設計の変更案の採用可否は、CM/GC プロバイダーからの提案を踏まえ D/D 調査団 (General Adviser) が判断します。そのため、CM/GC プロバイダーは施工段階で手戻りが生じないよう、十分に吟味した代替案を提案する責任があります。例えば、CM/GC プロバイダーの代替案が採用されたにもかかわらず施工段階で当該代替案での実施を不可と判断する、あるいは代替案を出さなかったにもかかわらず施工段階で別の案を提示する等は、係る責任に反するものと考えます。</p>

	<p>D/D 調査団 (Designer) が作成する C-7 工区における橋梁、高架橋 (一般部、駅部)、土構造物 (?) の一般形状を表現した基本計画図、基本設計件当初、検討一般図等について、施工者の視点から施工性、環境問題、新技術の活用等を踏まえたレビューを行う。基本設計代替案の提案</p> <p>本業務契約者は、上記を踏まえ、必要に応じて施工者の視点から基本設計の代替案を D/D 調査団 (General Advisor) に提案する。</p>	<p>のではないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・設計レビューの定義において、業務契約者は本体構造の部材計算や各種構造解析、および図面詳細図のレビューを行うものではなく、それらを含まない施工性に関わる観点からのレビューおよびアドバイスをを行うものと考えているがこの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・本業務契約者は、整理、レビューを行うが、これは施工者の立場からのレビューおよびアドバイスであり、新規解析および調査等を行わないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・代替案の提案レベルについて、当該レビューに基づいたアドバイスに付随する施工性等を鑑みた一般図レベルの提案であると認識しております。また D/D 調査団はこの提案とアドバイスに基づいた再設計、施工計画および積算を行うものと認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>・ご理解の通りです。</p> <p>・ご理解のとおりです。本業務従事者は、D/D 調査団より提供される調査結果等をもとに、施工者の立場からレビュー及び助言を行います。</p> <p>・本業務契約者の提案に沿って、再設計を行う必要がある場合は、D/D 調査団がその業務を行います。</p>
56	<p>業務指示書 7. 業務の内容 (4) 施工計画の作成</p> <p>D/D 調査団 (Designer) は、施工</p>	<p>・D/D 調査団が検討および策定した施工計画、施工スケジュールおよび安全対策の提供を受け、本業務契約者がそれについて適宜、修正および変更を行うものと認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・施工計画、施工スケジュールについては D/D 調査団 (Designer) が検討を行ったものを提供しますが、具体的な安全対策については本業務従事者が主体的に検討します。</p>

<p>建設機械、設備、施工方法、仮設工、ストックヤード、環境対策、建設資材の入手候補先などを含む施工計画を検討し、主要な工事について具体的な施工計画図及び施工スケジュールを作成中。特に、大都市市街地内での工事が計画されているアーメダバード駅付近においては、工事期間中の道路交通の安全性や渋滞の発生防止に配慮した資材搬入路計画や道路迂回計画を作成中であり、また上記 6.(3)C-7 工区の概要に基づいて施工計画を作成中。</p> <p>本業務契約者は、D/D 調査団 (Designer) が作成する施工計画および施工スケジュールを基</p>	<p>・本案件にて業務契約者がアドバイスを 行い、D/D 調査団が最終的に作成する 施工計画、施工スケジュールおよび安 全対策等は、コンストラクションフェーズ において仕様書等にそのまま適用され るのでしょうか、それともコンストラクシ ョンフェーズ前にて修正されるものとの認 識でよろしいのでしょうか。</p> <p>・本施工計画において要請が必要となる ステークホルダー等への協議自体は業 務契約者の提案に基づいて D/D 調査団 が行うものとの認識でよろしいでしょ うか。</p> <p>・施工計画および施工スケジュールに基 づいて設計変更となった際、D/D 調査団 の修正設計内容や結果については業務 契約者は責任やリスクを負うものでは ないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・コンストラクションフェーズに係る仕様書・契約書等は本業務での議論を踏まえ策 定されます。</p> <p>・ステークホルダー等への協議は、C/P (NHSRCL) が行いますが、代替案の詳細 説明等、一部の議論については、プレコン業務従事者も協議への参加が必要とな ります。</p> <p>・設計の変更案の採用可否は、CM/GC プロバイダーからの提案を踏まえ D/D 調 査団 (General Adviser) が判断します。そのため、CM/GC プロバイダーは施工段 階で手戻りが生じないよう、十分に吟味した代替案を提案する責任があります。例 えば、CM/GC プロバイダーの代替案が採用されたにもかかわらず施工段階で当 該代替案での実施を不可と判断する、あるいは代替案を出さなかったにもかかわ らず施工段階で別の案を提示する等は、係る責任に反するものと考えます。</p>
---	--	--

	<p>に、上記(3)の で提案した基本設計の代替案も鑑みつつ、施工者の観点から施工計画(案)を検討・作成するとともに、工事中の安全対策についても検討を行う。検討結果については D/D 調査団 (General Advisor)に提案し、施工計画及び工事中の安全対策に係る協議を行う。</p>		
57	<p>業務指示書 7. 業務の内容 (5)外部ステークホルダーとの調整事項に関する概略検討 本業務契約者は、上記(4)に基づく施工計画画上必要となる外部ステークホルダー(インド国鉄、道路管理者等)との要調整事項について、工事作業内容及びステーク</p>	<p>・主たる協議者はD/D調査団およびC/Pとステークホルダーと認識してよろしいでしょうか。 ・現在想定されておられる「協議を実施する外部ステークホルダー先」とその「協議回数」を御教示いただければと思います。 ・当該協議により本プレコンサービスの工期延伸や業務内容の変更があった場合、D/D調査団との業務上の具体的なデマケーションやプレコンサービス費用は適宜見直されるものとの認識でよろしい</p>	<p>・主たる協議者はC/P (NHSRCL)とステークホルダーです。 ・現時点で想定される主な外部ステークホルダーは、インド国鉄、道路管理者、河川管理者ですが、施工計画に応じて電力、水道等の各種インフラ事業差も外部ステークホルダーに含まれることとなります。協議回数については、現時点で明確な数字を申し上げることは困難ですが、各ステークホルダーについて複数回の協議が必要となるものと想定されます。 ・ご理解のとおりです。</p>

	<p>ホルダー側に実施を求める事項を検討し、資料として取りまとめた上でカウンターパート (NHSRCL) および D/D 調査団 (General Adviser) に提出する。本業務契約者は、上記資料に基づき、C/P が実施する外部ステークホルダーとの協議に同席し、必要に応じて C/P をサポートする。本業務契約者は上記競技結果を (4) にて作成する施工計画 (案) に反映する。</p>	<p>でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビューに基づく施工計画 (案) 等がステークホルダー等に受け入れられない場合、大きなコスト増のみならず、建設自体が困難等の理由により合意に至らない可能性も想定されます。その際は本業務の中止を含めたスキームは想定されておられますのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のようなステークホルダー等に受け入れられない代替案とならぬよう、施工計画 (案) について D/D 調査団 (General Adviser) と事前に調整する必要があります。現時点で、ステークホルダーとの合意が得られないことを理由とした本業務の中止は想定していません。
58	<p>業務指示書 7. 業務の内容 (6) サブコンパッケージ (案)、概算工事費 (案)、概略工事工程 (案) の提案 更新版の基本設計等のレビュー 本業務契約者は、D/D 調査団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ の更新版の基本設計は、D/D 調査団から提供され、それに対してレビューおよびアドバイスを行うものと認識してよろしいでしょうか。 ・ のサブコンパッケージ案の提案において、D/D 調査団と連携しつつ、とありますが、この連携の定義について御教示いただければと思います。本業務契約者はどのような資料および調査内容の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご理解のとおりです。 ・ 連携とは、D/D 調査団 (General Advisor) との意見交換を指します。D/D 調査団 (General Advisor) は、本業務従事者の求めに応じ、基本設計策定の過程で D/D 調査団 (Designer) が収集/作成した情報/資料を提供可能な範囲で提供しますが、これに不足がある場合は、本業務従事者が自ら情報収集を行います。本業務従事者の提案するサブコンパッケージ案をもとに、D/D 調査団をはじめとする関係

	<p>(Designer)が更新した基本設計等を確認する。</p> <p>サブコンパッケージ案の提案 上記を踏まえ、D/D調査団(General Advisor)と連携しつつ、C-7工区について、工事再委託を行うサブコントラクターの調達パッケージ(案)(それぞれの調達方法(案)を含む)を作成する。</p> <p>施工計画に基づき、算定の前提となる条件とともに、概算事業費(案)及び概略工事工程(案)を提案する。</p>	<p>提供を受け、作業・業務内容なD/D調査団とどのようなデマケーションとなるのでしょうか。</p> <p>・の概算事業費および概略工事工程について、本業務契約者が新規で事業費算出の積算を行うものではないと認識しております。通常、海外事業案件ではコンサルタントが長期に渡る調査に基づいて、B/DおよびD/Dを通じて詳細な積算を行っておられると考えられますが、施工計画やその算定となる上記(5)までのレビューおよびアドバイスを受けたDD調査団の業務内容であり、本業務契約者が直接的に従事するものではないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>者間で議論を行い、最終的なサブコンパッケージ案が決定されます。</p> <p>・D/D調査団(Designer)が作成する概算事業費(案)および概略工事工程(案)とは別に本業務従事者としての案を作成します。D/D調査団(General Advisor)はこれら2つの案を比較検討したうえで、本事業としての概算事業費および概略行程の判断を行います。</p>
59	<p>業務指示書 7. 業務の内容(7)基本設計、施工計画、概略事業費、概略工事工程、サブコンパッケージの合意</p>	<p>・本項目はDD調査団の業務内容であり、本業務契約者が直接的に従事するものではないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・一義的にはD/D調査団(General Advisor)の業務となりますが、本業務従事者は、C/Pとの合意形成、JICAの同意を得る過程において、D/D調査団(General Advisor)の求めに応じ、必要な資料の作成、質問への回答などを実施します。</p>

	<p>上記(3)～(6)の作業について、本業務契約者が策定した案を含む形で比較検討を行い、D/D 調査団 (General Advisor) は、基本設計、施工計画、概算工事費。概略工事工程、サブコンパッケージに対して、C/P と合意形成を図る。D/D 調査団 (General Advisor) は合意した内容について JICA の同意を得る。</p>		
60	<p>業務指示書 7. 業務の内容(8)技術移転計画の作成 本業務契約者は、高速鉄道事業の Construction フェーズにおけるインド側(主としてサブコントラクター)に対する技術移転(施工技術、品質管理、安全管理等)につ</p>	<p>・技術移転を前提とした工事の遂行は、特に製作物の品質確保と品質管理体制の部分では工期遵守の面から時間的には大変困難であると考えられますが、技術移転計画に関して現在想定されておられる定義について御教示いただければと思います。</p>	<p>・工期を順守しつつもサブコントラクターに移転可能な施工技術を計画することを「技術移転計画」と記載しています。本業務従事者は、D/D 調査団 (General Advisor) 等とも連携しつつ係る点をご検討ください。特に、当該検討には、施工者の十分な知見が必要であることから、プレコン業務の一環としております。</p>

	いて、計画をとりまとめ、D/D 調査団 (General Advisor) 及び JICA と協議する		
61	(別紙3) アーメダバード概略設計図、業務指示書 18 ページ、第 2.7.(1)	別紙3として、図面が 8 枚添付されております。加えて、業務指示書 18 ページ 7.(1)には相当数の書類がリストされております。ステージ I 業務を見積もるに当たり、想定される図面総枚数やレビューする書類の分量をご教示ください。また、D/D 調査団が作成された IC/R が公開可能であればご提供のほどお願いいたします。	レビュー対象となる図面枚数は約 200 枚を想定しています。 このほか、ステージ I において提供予定の現地調査報告書として以下を予定しています。 ・地質調査報告書 ・水文調査報告書 ・測量調査報告書 ・ユーティリティ調査報告書 なお、D/D 調査団の IC/R については、本業務契約者に対して、契約締結後に貸与させていただきます。
62	業務指示書 15 ページ、第 2.6.(3)	C-7 工区の現在想定される工事規模(概算建設工事費)をご教示ください。なおご教示いただきたい概算建設工事費は弊社の入札参加に関する社内承認手続き上必要となる参考値であり、業務指示書によれば、CMGC 方式では、プレコン業務を通じて建設工事費を算出していくとの理解でございます。	共同 F/S 時点では、C-7 工区に該当する概算の建設工事費は 3~4 百億円としております。 なお、上記については、D/D 調査着手後の種々の協議結果を反映したものではありませんので、ご承知おき願います。
63	(別紙1) MOU 8 ページ、5.2.	「Profit」「contractor 's overheads」「site overheads」「total construction cost」の記載がありますが、各項目の定義をご教示ください。例えば、「Total construction cost」とはリスクレジスターで考慮するリスクも含めたC-7工区全体	「Contractor 's Profit」と「Contractor 's Overheads」を合わせたものが、日本国内の一般的な工事契約でいう「一般管理費」に、「Site Overheads」が「現場管理費」に当たります。なお一般管理費については、インド側実施機関とMOUで11%という上限値に合意していますが、現場管理費については、設計や施工計画を深度化しない限り算出が難しいため、現段階では数値を合意せず、本業務を通じてインド側実施機関と協議していくこととしております。

		の建設工事金額で、下請契約金額の合計額ではないという理解でよろしいでしょうか。	「Total Construction Cost」の定義はご理解の通りですが、リスクレジスターに含まれていても、当該リスクがコンストラクション段階で実際に発現しなかった場合は実際の支払いが発生しないことから、CMGC 業者に対してもその分のフィーは支払われないこととなります。
64	(別紙 2) WCS 方式ガイドライン案 22 ページ、WCS Execution Agreement Article 1.01	「stakeholders and D/D for the specific work package」の記述があります。プレコン段階と建設段階における stakeholders をご教示ください。	同条文での stakeholder は、NHSRCL、JICA、D/D 調査団(General Advisor)、CM/GC プロバイダーを指します。
65	(別紙 2) WCS 方式ガイドライン案 27 ページ、WCS Execution Agreement Article 6.01	「which consists of related all parties」の記述があります。当契約において想定される parties は JICA、NHSRCL、D/D 調査団、CMGC 業者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	質問書回答 No.2 に添付されている WCS Provider 用契約書 1 ページ、(6)付属書 V 「WCS Execution Agreement」	別紙 2 WCS ガイドライン(案)によれば、Agreement の合意はプレコン契約締結直後(同時)との記載があります。一方、署名済みの MOU に添付された WORKFLOW CHART OF CMGC PRE-CON PHASE (Tentative) によれば、CMGC Execution Agreement の合意はプレコン業務 Stage I 終了後とありますので、合意のタイミングが矛盾しているようです。	・本件においては、MOU 記載のプレコン業務 Stage I 終了後に CMGC Execution Agreement が締結される想定です。
		別紙 2 WCS ガイドライン(案)の 22 ページから 28 ページに添付されている WCS	・WCS ガイドライン(案)の 22 ページから 28 ページに添付されている WCS Execution Agreement は雛形であり、これをもとに関係者間で協議されたものが

		<p>Execution Agreement が3者で署名する Agreement の本書(最終版)であるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>本プレコン契約書第 1 条(6)付属書 V として「WCS Execution Agreement」の記載がありますが、署名済みの Agreement 本書を添付するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>本プレコン契約締結と WCS Execution Agreement の署名は、当事者が一堂に会したタイミングで同時に行われるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>最終版となります。</p> <p>「WCS Execution Agreement」(本業務では CM/GC Execution Agreement)締結は、本プレコン業務ステージ 終了後を想定しています。従い、本プレコン業務ステージ の契約書には「WCS Execution Agreement」は添付されませんが、本プレコン業務ステージ の契約書に「WCS Execution Agreement」は添付されることを想定しています。詳細は、ステージ の契約交渉時に協議させていただきます。</p> <p>「WCS Execution Agreement」と本プレコン契約書は別々に締結されます。</p>
67	業務指示書 18 ページ、第 2.7.(3)	<p>「プロポーザルにおいては、現時点で想定される標準設計レビュー内容に基づき、数量及び概算費用を提案すること。」との記載があります。</p> <p>「標準設計レビュー」の定義をご教示ください。</p> <p>ここで要求されているプロポーザルとはプレコン業務ステージ I における「代替案」を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘の「標準設計レビュー」は「基本設計レビュー」の誤りです。お詫びして訂正いたします。</p>
68	業務指示書 19 ページ	<p>「概算事業費」と「概算工事費」との 2 種</p>	<p>ご指摘の表現のうち、「概算工事費」は業務指示書中には見当たりませんが、本</p>

	ジ、7.(6)および(7)、 同 20 ページ、(10)	類の表現があります。それぞれの定義 をご教示ください。	業務で実施する積算業務のうち、ステージⅠで実施するものは、基本設計に基づく レベルの積算を意味するのに対し、ステージⅡで実施する積算は詳細設計に基づく レベルの積算を意味します。
69	業務指示書 1 ペー ジ、第 1	新たに提供された内容の確認に時間を 要しております。また、質問状にてご提 供をお願い申し上げている未領の資料 に関しましても内容を確認する時間をい ただきたいと考えます。つきましては、質 問状の締切りを、追加資料をご提供い ただく日から 1 週間後とすることをご検 討いただけませんか。	本件は内容に鑑み公示-質問締切-回答-プロポーザルの締切を通常より長く設定 している事、また、新たに提供された配布資料も限定的であり、分量も大部では ないことから質問回答締切は予定通り 10/27(金)で締切とさせていただきます た。なお、プロポーザル提出期限は当初予定通り、12/1(金)正午とさせて頂き たくご理解のほどお願い致します。
70	業務指示書 2 ペー ジ、1.(2).2) 14 ページ、5.(2) 別紙 1、Appendix 1 業務指示書 2 ペー ジ、1.(2).2) 14 ページ、5.(2) 別紙 1、Appendix 1	CM/GC 方式の概要にて、CM/GC を導 入する目的として事業の設計段階から 施工者の知見を活用し、施工計画及び 詳細設計の質の向上を図り、施工系 での設計修正の最小化を図ると記載さ れております。 その為には単に技術的なアプローチの 検証のみならず、そのアプローチが実際 に現地(インド国)で対応可能なものな のか、またそれが想定の間軸で可能 なのか、といった現地独自の知見が非 常に重要であると考えます。その観点 から考えますと設計段階から現地で十 分な工事の知見を持っている現地工事 業者の関与は必須と考えます。 しかしながら、業務指示書では日本登記	プレコン契約段階においては、補強ないし再委託先として現地工事業者関係者の 関与の余地があります。補強ないし再委託先として現地工事業者関係者が必要と 考える場合、プロポーザルにて必要性和業務範囲をご提案ください。最終的には 弊機構との契約交渉により補強、現地再委託等の可否を判断させていただきます。

	<p>法人のみが今回応札可能となっており、現地工事業者の関与は認められておりません。</p> <p>またCM/GC方式の原則としてプレ・コンストラクションサービスを受注した業者は、インド側と双方で合意できた場合、引き続きコンストラクションサービスを請け負うことをインド側と合意しているとあります。この場合今回の調達にて日本登記法人のみが認められている為、コンストラクションサービスも自動的に日本登記法人のみが可能と理解します。その場合別紙 1、Appendix1 の「Japan or Japan Lead JV」の Japan Lead JV に関しては全く成立しえない他、プロジェクト成功の為に必要な現地施工業者の知見がコンストラクションサービスにおいても主契約者レベルでは取り込めないこととなります。</p> <p>就きましては、現地インド施工業者の経験・知見を取り込む為に、必要な条件の変更をお願い致します。</p>	<p>また、コンストラクションサービスの受注条件（主契約者は、本プレコン業務受注者であるものの、インド企業との JV の可否）については、インド側実施主体（随意契約の契約当事者）である NHRCL の判断事項となり、プレコンサービス期間中の NHRCL との協議により決定されますが、NHRCL の意向を確認したところ、不可との回答がありました。</p>
--	--	---

以上